

# ございます

## 秋の叙勲

### 市町合併に貢献

「受賞は市民の皆さまのおかげです」と控えめに語る立木さん。

平成8年から2期8年間にわたって高梁市政を担いました。平成の大合併では、高梁地域合併協議会会長として周辺4町との合併協議を推進され、新高梁市の発足に多大の貢献をされました。



〈旭日小綬章〉  
旧高梁市長  
立木大和さん(71)  
和田町

した。「合併協議では、1市4町の委員の理解と協力によってすべての協定項目について円滑にまとめることができた」と振り返られます。

昭和32年に高梁市役所に入り、総務部長、教育長、助役を歴任し、市長に就任。市長在任中は、豊富な経験と卓越した識見をもって高梁市の産業・教育・文化・福祉の向上に寄与され、公設民営の健康増進施設を建設するなど民間活力の導入を積極的に推進されました。

新しい高梁市には「地域全体が活性化し、少子高齢化が進む中、皆が支えあい、助け合い、励ましあう社会を」と期待されています。

### 販売促進に貢献

「受賞は身に余る名誉です。家族をはじめ郵便局や販売所関係の皆さまの支えがあったおかげです」と謙虚に話す熊谷さん。



〈旭日単光章〉  
熊谷剛さん(72)  
南町

から今日まで、郵便切手やはがきの販売にご尽力されました。

昭和63年から今年3月までは、岡山県郵便切手販売協会の理事。また高梁市の切手類販売所協会の会長を務め、年賀状などを取り扱う商店を取りまとめ、販売促進に大きく貢献されました。

「受賞に恥じないよう、今まで以上に一生懸命に、社会に対して尽くしていかなければならぬ気持ちでいっばいです」と話されています。

## 高齢者叙勲

### 犯罪予防活動に尽力

昭和33年に保護司に委嘱され、以来28年の長きにわたり社会奉仕の精神で多くの事件を担当



〈瑞宝双光章〉  
川西芳郎さん(88)  
松原町春木

当。的確な指導、助言によって犯罪や非行をした人を多数更生に導くなど地域社会の犯罪予防活動に尽されました。「受賞は皆さまのおかげです。当時は人に知られないように、夜に出かけていって相談を受けたこともしばしば。人を助ける保護司の仕事は、結局は自分のためになり、私の財産となっております」と話されています。



〈瑞宝双光章〉  
逸見知一さん(88)  
中井町西方

### 地方自治の育成発展に貢献

「受賞は、家族をはじめ皆さまに支えられたおかげ」と感謝される逸見さん。中井村収入役を

経て、昭和30年に高梁市役所に入り、要職を歴任し、議会事務局長を最後に退職。昭和49年、高梁市議会議員に当選、以来3期12年地方行政に取り組まれ、地方自治の確立と地域社会の発展に多大な貢献をされました。

「この受賞に恥じないように、今後、地域のために尽くし、家族との時間を大切にしたいです」と話されています。



〈瑞宝双光章〉  
丸川良市さん(88)  
川上町高山

### 地方自治の向上に貢献

高山村収入役を経て、昭和29年川上町役場に入り、要職を歴

任し、昭和43年から9年間は、収入役を務めるなど30年の長きにわたり、地方自治の向上に貢献されました。また、昭和55年から5期20年間、川上町代表監査委員を務められました。「受賞は皆さまの支えのおかげです。今後、皆さんとともに、地域の振興に貢献していきたい」と話されています。

# おめでとう

調査への協力とデータ提供に貢献



農林水産大臣感謝状  
渡邊和男さん(67)  
川上町地頭

渡辺さんは、昭和49年から現在までの31年間、食鳥処理場調査補助員として、処理場における食鳥の集荷・仕向量を取引の都度記載し、月々の集計をして、積極的に調査への協力とデータ提供に貢献されました。

その功績がたたえられ、このたび特別協力者として農林水産大臣表彰を受賞されました。

「矢野賞」に物部さん

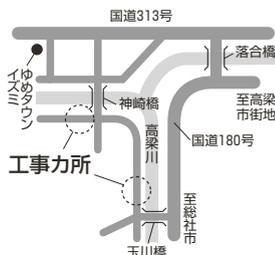


物部徹也さん(37)  
備中町平川

県内の優秀な青年農業者をたたえる「矢野賞」。物部さんは、計画的な経営規模拡大を図り、複合経営を確立。特にビオオーネでは栽培技術の研究に取り組み、地域に適合した技術確立に貢献しています。同賞は、岡山市出身で第一生命保険相互会社創業者矢野恒太さんの業績を顕彰しようと毎年表彰しているもの。

## 道路工事のお知らせ

◆国道313号の落合町阿部地区の渋滞解消の一つの方策として、市道玉川落合線改良に平成12年から着手しています。平成20年度完了を目標で改良整備を進めており、今年度は上神崎地内と玉川橋上流の2カ所を5億5000万円で改良整備しています。



◆市道鳴戸市場線の鳴戸地内を落石防除対策として、のり面工事と道路拡幅工事を実施しています。完了は12月下旬の予定。改良整備の事業費は5000万円。



工事中は通行などに大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 建設課建設係 (TEL) 0233

## 消費トラブル ワンポイント講座

～ 架空請求 ～

市へ寄せられた消費相談で件数の多かった事例を紹介します。

**Q** 身に覚えのない料金の請求書が、はがきで届きました。払わない場合は裁判を起すこと書いてありますが、どうしたらいいでしょうか？

**A** 「民法指定消費料金」など何の料金かよく分からぬい請求が、はがきや封書により「最終通知」といった文面で大勢の人へ送られてきています。これが「架空請求」です。払わないと裁判を起すすという内容のものもあります。差出人も弁護士をかたつたもの、「法務局認定法人」など公的機関を思わせる名前のものが多く見られます。

裁判の通知がこのような、はがきや封書といった普通郵便で送られてくることはありません。●身に覚えのない請求は無視し、連絡をとらない！  
不安に感じたら、すぐに市民課やお近くの地域局までご相談ください。  
■問い合わせ 市民課地域振興係 (TEL) 0254

## 架空請求対処法